

許状が失効したことに伴ない県教育委員会は免許状の失効は当然教員の身分を失なうとして昭和32年3月31日付で退職せしめた。----- (イ)

もと田村郡守山中学校講師小林タケを県教育委員会は昭和32年4月1日付で石川郡須釜中学校に転任せしめた。----- (ロ)

上記(イ)(ロ)を内容とする事件で、神長テル子は臨時免許状失効による退職処分は違法であるとして、小林タケは転任処分は退職勧奨に応じない報復人事であるとして、昭和32年5月14日県人事委員会に不利益処分の審査請求をなし、昭和33年11月15日県人事委員会は臨免失効による退職処分および転任処分を承認するとの判定を下した。しかるところ昭和33年12月18日県人事委員会の判定を不服として県教委、県人事委員会を被告として行政処分の取消を求めて福島地方裁判所に訴を提起した。昭和36年3月27日福島地裁は請求棄却の判決を下した。更に仙台高裁に控訴、昭和38年1月23日控訴棄却の判決があり、昭和38年2月10日最高裁判所に上告、昭和40年4月22日最高裁が上告棄却の判決を下し、神長、小林は何れも敗訴し、判決が確定した。

② 退職処分無効確認事件（福島地裁昭38年行第8号）

元福島農蚕高等学校講師羽根石ハナ外2名に対し県教育委員会は相当法令に達したとの退職勧奨基準に合致するものとし退職勧奨を行ない、本人もこれを了として一たん退職したが、しかし生活が容易でないとの要望もあり、当教育委員会は新たに期限付の講師として採用した。しかし期間満了とともに教育委員会は期間満了は当然教員としての身分を失うものであり、相当法令に達しておるので今後採用する予定はないと通知したところ、羽根石ハナ外2名はこれを不服として昭和35年5月24日県人事委員会に不利益処分審査の請求をなし、審査請求の結果、県人事委員会は昭和37年6月6日請求棄却の判定を下した。しかし羽根石ハナ名2名はこの判定を不服として昭和37年8月21日福島地方裁判所に退職処分の無効確認の訴の提起をなしたものである。昭和41年1月17日福島地方裁判所は原告羽根石外2名の請求を棄却するとの判決を言渡し、原告は控訴しなかったため判決が確定した。

③ 転任処分執行停止申請事件（福島地裁40年行第1号）

前記⑧の事件について原告白川角美教諭は、県教委がなした転任処分により赴任すれば経済的、身体的な回復困難な損害を蒙ることが明らかであり、これを避ける緊急の必要性があるという理由で昭和41年4月20日転任処分の執行停止を求めて福島地方裁判所に申請した。昭和40年4月24日福島地方裁判所は本訴の判決が確定するまで県教委がなした転任処分の執行を停止するという決定をなした。県教委はこれを不服として昭和40年5月3日福島地裁がなした転任処分執行停止決定の取消を求めて仙台高等裁判所に即時抗告の申立てをなした。昭和40年6月

9日仙台高等裁判所は県教委の主張を認め福島地裁の決定を取消す決定をなした事件である。

④ 転任処分執行停止申請事件（福島地裁昭40年行第2号）

前記⑨の事件について原告田巻千代作教諭は、県教委がなした転任処分により赴任すれば経済的、身体的な回復困難な損害を蒙ることが明らかであり、これを避ける緊急の必要性があるという理由で昭和41年4月20日転任処分の執行停止を求めて福島地方裁判所に申請した。昭和41年4月24日福島地方裁判所は本訴の判決が確定するまで県教委がなした転任処分の執行を停止するという決定をなした。県教委はこれを不服として昭和40年5月3日福島地裁がなした転任処分執行停止決定の取消を求めて仙台高等裁判所に即時抗告の申立てをなした。昭和40年6月9日仙台高等裁判所は県教委の主張を認め福島地裁の転任処分執行停止決定を取消す決定をなした、事件である。

(2) 不利益処分審査請求事件

① 懲戒処分取消請求事件（加藤林外27名）

行政訴訟事件の①と同内容のものであって、訴願前置主義の立前から昭和33年12月28日県人事委員会に対し不利益処分審査請求をなしたものである。

② 懲戒処分取消請求事件（白岩正吉外52名）

行政訴訟事件の②と同内容のものであって、訴願前置主義の立前から昭和35年1月26日県人事委員会に対し不利益処分の審査請求をなしたものである。

③ 懲戒処分取消請求事件（小川昭二外7名）

行政訴訟事件の③と同内容のものであって、訴願前置主義の立前から昭和37年3月2日県人事委員会に対し不利益処分の審査請求をなしたものである。

④ 転任処分取消請求事件（五十嵐秀男外4名）

元大沼郡会津高田中学校事務職員五十嵐秀男外4名から昭和36年度末転任処分はその意に反する不利益な処分であるとして昭和37年5月25日県人事委員会に対し審査請求をなしたものである。

⑤ 転任処分取消請求事件（白川角美外1名）

行政訴訟事件の⑧、⑨と同内容のものであって訴願前置主義の立場から昭和40年4月19日県人事委員会に対し不利益処分の審査請求をなしたものである。

## 2 進行状況等

(1) 行政訴訟事件

① の懲戒処分取消請求事件については30数回にわたる争点整理の準備手続を終了し現在事実認定のための証人を申請しており、判決までには、相当の年月を要すると考えられる。なお、この事件の争点は、